

資料 7

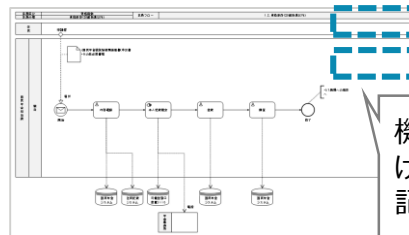
今後の進め方

1. 標準仕様書（素案）の全体構成

ツリー図の階層に沿って、業務フロー・機能要件・帳票要件を整理します。事務局で「たたき台」を作成し、ワーキングチーム・ベンダー分科会での協議・確認を踏まえて見直しを行った内容を、第2回研究会で確認いただく予定です。

ツリー図

	レベル1	レベル2
国民年金	1 資格異動	1 資格取得
		2 種別変更
		3 資格喪失（死亡）
		4 資格喪失（海外転出）
		5 資格喪失（60歳到達）
		6 資格喪失（その他）
		7 国内転入
	2 免除	1 免除・納付猶予申請書受理・審査
		2 学生納付特例申請書受理・審査
		3 免除理由該当等届受理・審査
		⋮
		⋮
		⋮
		⋮



機能要件・帳票要件との紐づけのため、機能No・帳票Noを記載する



No	業務階層区分		標準仕様案	論点	比較		
	事務				ベンダー A	ベンダー B	ベンダー C
	大項目	中項目					
1-1-1	資格異動	資格取得	住民から申請された、「国民年金被保険者関係届書（申出書）」をもとに資格取得登録を行う【登録項目】
1-1-2			

No	業務階層区分		標準仕様案	論点	比較		
	事務				ベンダー A	ベンダー B	ベンダー C
	大項目	中項目					
5-1-1	機構への報告・機構からの情報登録	機構への報告	国民年金被保険者関係届書【表示項目】
5-1-2			

2. ツリー図案の作成方法

APPLIC標準仕様をもとに作成したサンプル業務フローをもとに、5～8月に自治体・ベンダー調査を実施し、その結果を踏まえ事務局で見直しを行いました。ツリー図案への意見・質問等は第1回研究会及びワーキングチーム・ベンダー分科会で確認します。

サンプル業務フロー構成（自治体・ベンダー調査実施時）

- ▶ 地域情報プラットフォーム標準仕様(APPLIC標準)に対し、事前準備で得た情報から一部内容を追加し作成 APPLIC標準への追加部分

No	レベル1	No	レベル2
1	資格異動	1	資格取得
		2	転入
		3	種別変更
		4	転出
		5	資格喪失（死亡）
		6	資格喪失（その他）
		7	追加・訂正・不在等 ※年金機構からの連絡分
2	免除管理	1	免除・納付猶予申請書受理・審査・進達
		2	学生納付特例申請書受理・審査・進達
		3	免除理由該当等届受理・審査・進達
		4	産前・産後免除申請書受理・審査・進達
		5	免除登録
3	付加登録	1	付加加入
		2	付加辞退
4	その他登録	1	受給年金登録
		2	他年金登録
		3	基金登録
5	進達報告・情報提供	1	進達報告
		2	所得情報提供（免除勧奨）
		3	所得情報提供（継続免除）
		4	所得情報提供（年金生活者支援給付金）
		5	所得情報提供（年金受給者）
		6	年金請求書等受理・進達
		7	手帳再交付申請書受理・進達
6	統計・報告	1	統計事務

※
うち、機構
への報告

標準仕様の構成（ツリー図）案

- ▶ 自治体・ベンダー調査結果を踏まえてツリー図案を作成

No	レベル1	No	レベル2
1	資格異動	1	資格取得
		2	種別変更
		3	資格喪失（死亡）
		4	資格喪失（海外転出）
		5	資格喪失（60歳到達）
		6	資格喪失（その他）
		7	国内転入
		8	国内転出
		9	氏名・性別・生年月日変更
		10	追加・訂正
		11	不在
5	年金機構への報告・年金機構からの情報登録	1	年金機構への報告
		2	年金機構からの情報登録

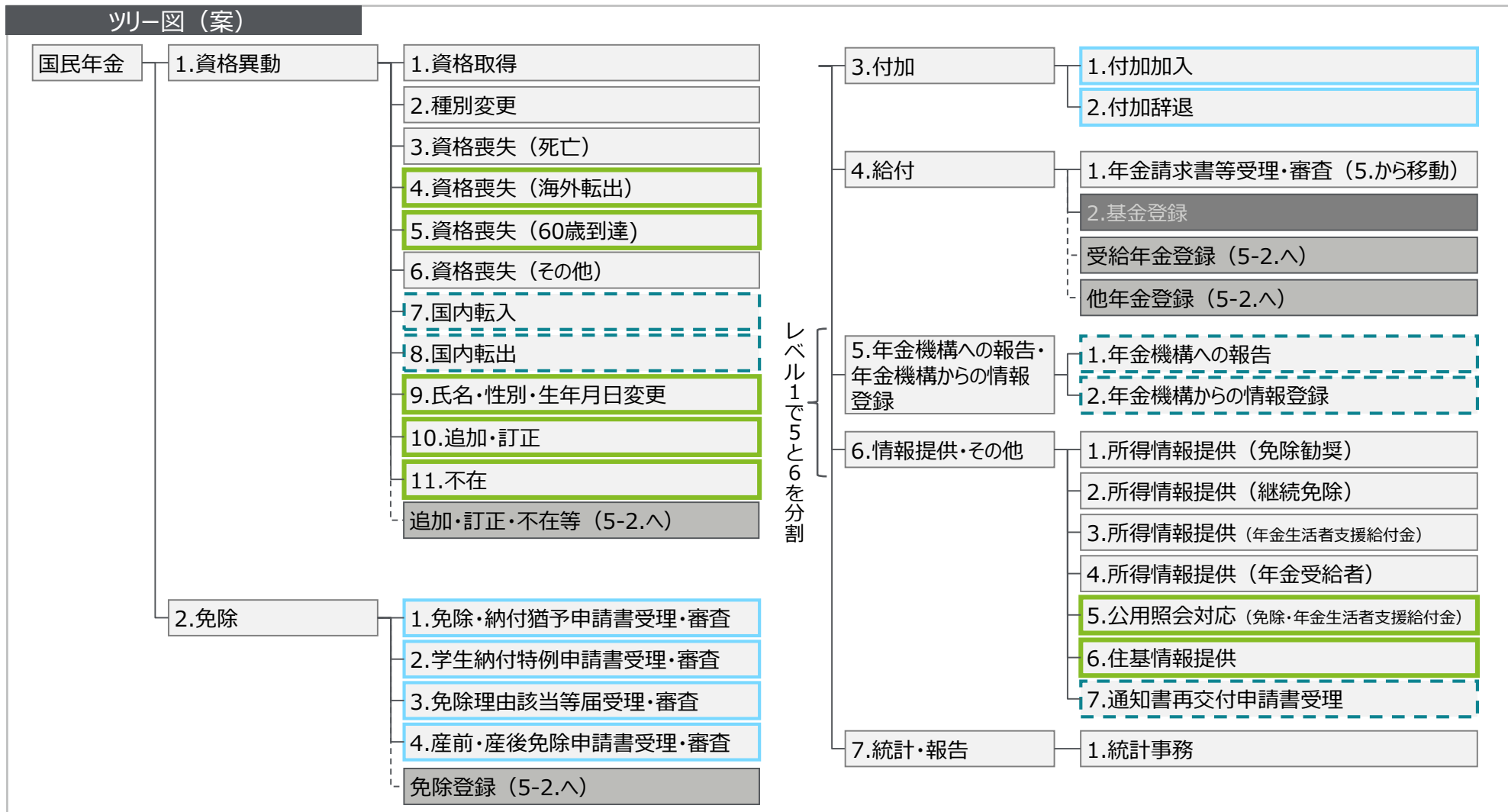
ツリー図案は
資料6 ご参照

APPLIC仕様⇒ツリー図案への主な考慮事項

- 自治体における業務実施状況
 - サンプルフローにない業務を実施している
 - サンプルフローの業務を複数の自治体の実施していない
- 年金機構への届出/報告の要否
- 住基システムとの連携による自治体国民年金担当の業務要否
- 事務起因が、被保険者・自治体・年金機構のいずれか（混在させない）
- 年金機構への報告業務・処理結果受領後の業務は、大分類No5にまとめる
- 年金手帳制度の見直し（令和4年4月施行）による基礎年金番号通知書への移行

(参考) サンプル業務フロー一覧 (APPICベース) からツリー図への主な変更点

- : 自治体調査結果等を踏まえ、新たに追加
- : 自治体調査結果等を踏まえ、名称変更/ツリー分割
- : 分かりやすさの観点で一部を他フローへ統合 (年金機構からの情報登録事務)
- : 分かりやすさの観点で他フローへ統合 (年金機構からの情報登録事務)
- : 自治体で業務実施不要と確認し、削除



3. 業務フロー案の作成方法

自治体・ベンダー調査より抽出した、『サンプル業務フロー』に対する現行業務・現行仕様との差異情報をもとに、「標準仕様における業務フロー記載方針」を定義して業務フロー案を作成しました。ワーキングチーム・ベンダー分科会を通じ、論点の協議を行います。

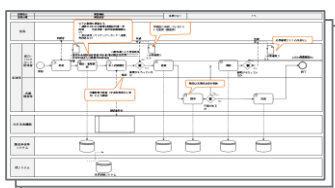
サンプル業務フロー

- ▶ APPLIC標準に沿った一覧をベースにサンプル業務フローを作成し、自治体アンケート・ヒアリング及びベンダーヒアリング（書面回答）で差異を確認

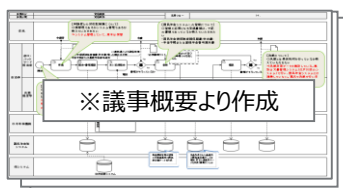
No.	項目名	内容
1	資料取扱い	1 資料取扱い
2	利用申請	1 利用申請 2 申請書の受付 3 申請書の受付 4 申請書の受付 5 申請書の受付 6 申請書の受付 7 申請書の受付
3	利用開始	1 利用開始
4	その後の管理	1 利用開始後の管理 2 利用開始後の管理 3 利用開始後の管理 4 利用開始後の管理
5	退席報告・情報提供	1 退席報告 2 退席報告 3 退席報告 4 退席報告
6	利用終了	1 利用終了

APPLICに沿った
サンプル業務フロー

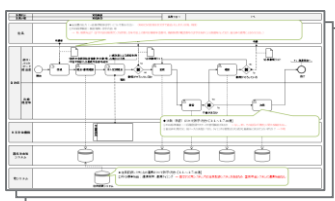
差異に関する情報



自治体アンケート結果
(67自治体分)



自治体ヒアリング結果
(5自治体分)



ベンダー確認結果
(6ベンダー・7PKG分)

業務フロー案

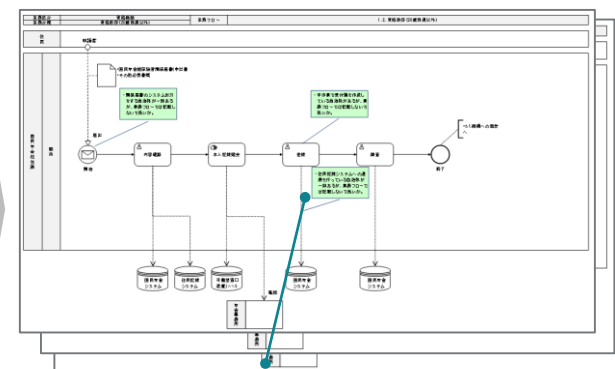
- ▶ インพุットから確認した差異の内容を踏まえて、標準業務フローにおいてどのような業務・流れとするかの方針を定義
- ▶ そのうち、研究会等で確認が必要な事項は、論点として業務フローに記載
- ▶ ツリー図案（前述）のLv2単位で作成

【業務差異整理表】

No.	業務ID	業務内容	業務内容 (自治体別)	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務
1	業務ID-1	業務内容	業務内容	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務
2	業務ID-2	業務内容	業務内容	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務
3	業務ID-3	業務内容	業務内容	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務
4	業務ID-4	業務内容	業務内容	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務
5	業務ID-5	業務内容	業務内容	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務	標準業務

【ツリー図案（前述）】

No.	業務ID	業務内容
1	業務ID-1	業務内容
2	業務ID-2	業務内容
3	業務ID-3	業務内容
4	業務ID-4	業務内容
5	業務ID-5	業務内容



業務フローの論点についてワーキングチーム・ベンダー分科会等で確認予定

4. 機能要件（標準仕様素案）の作成方法

機能要件(標準仕様素案)は、一部自治体及びベンダーより受領した機能一覧や、不足事項に対する追加確認情報をもとに「機能要件比較表」を整理したうえで、作成します。ワーキングチーム・ベンダー分科会を通じて、論点の協議等を行います。

機能要件比較表

	ツリー構成		機能要件								
	大項目	中項目	ベンダー-A	ベンダー-B	ベンダー-C	...	自治体(ア)	自治体(イ)	自治体(ウ)	...	サマリー
1-1	資格異動	資格取得	
1-2		種別変更	

自治体・ベンダーからの受領した設計書等より、機能をツリー図に紐づけし、機能内容を記載

機能要件（標準仕様素案）

No	ツリー構成		標準仕様 (案)	要件の 考え方・根拠	要件種別 (必須/オプション /実装不可)	論点・留意点・ 要確認点など
	大項目	中項目				
1-1-1	資格異動	資格取得	新規資格取得／取得訂正／取得取消の登録ができること。 【管理項目】	必須 後述	...
1-1-2						

- 機能比較表をもとに集約した仕様を記載
- 比較対象の機能にばらつきがある場合は、標準仕様(案)として定めた要件の考え方・根拠も記載

ワーキングチーム・ベンダー分科会等で協議・確認が必要な事項は論点として記載

5. 帳票要件（標準仕様素案）の作成方法

帳票要件(標準仕様素案)は、一部自治体及びベンダーより受領した帳票一覧や、不足事項に対する追加確認情報をもとに「機能要件比較表」を整理したうえで、作成します。ワーキングチーム・ベンダー分科会を通じて、論点の協議等を行います。

住民や年金機構等の外部機関向けの帳票（外部帳票）と対象とし、内部帳票は帳票要件で定義せず、EUC機能での対応を原則とする想定です。

帳票要件比較表

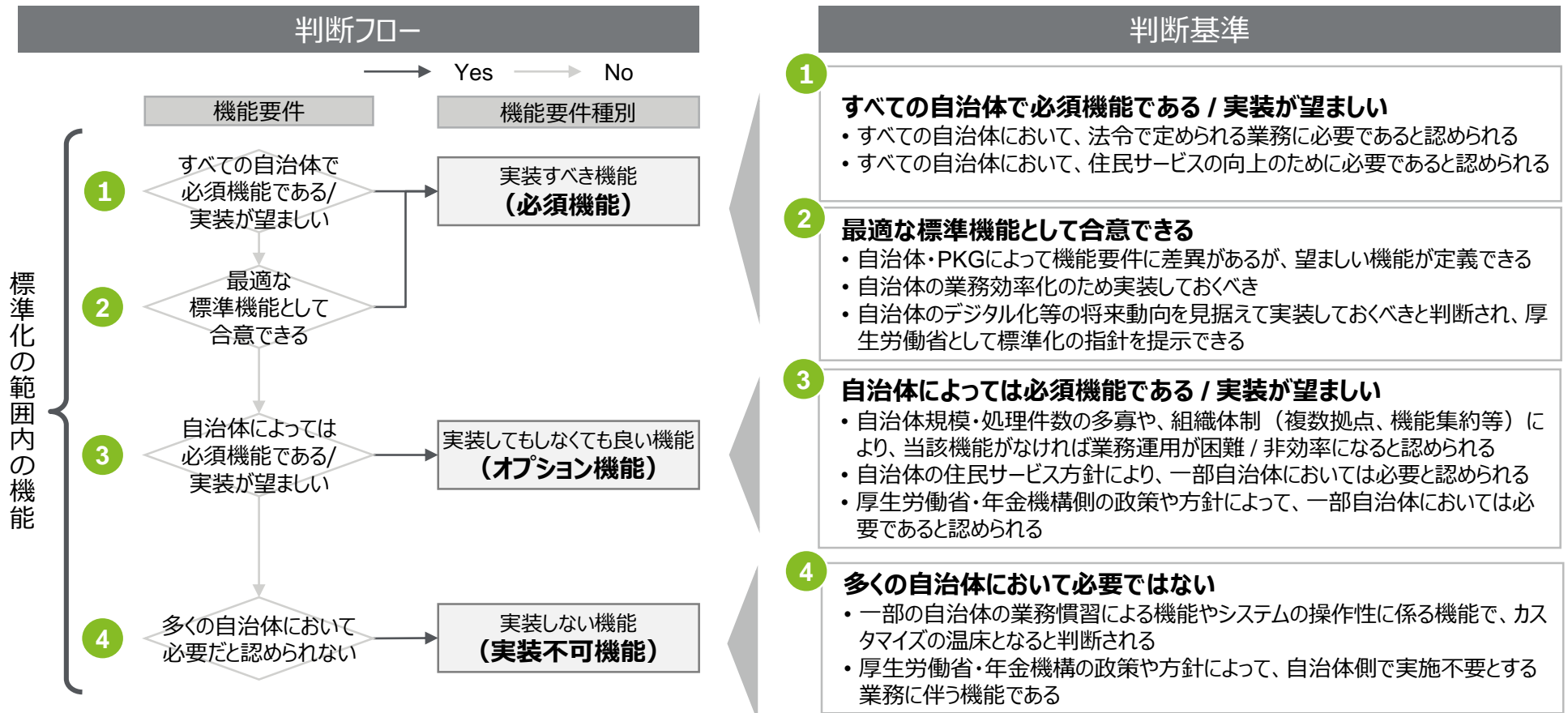
	ツリー構成		帳票要件									
	大項目	中項目	ベンダーA	ベンダーB	ベンダーC	...	自治体(ア)	自治体(イ)	自治体(ウ)	...	サマリー	
5-1	年金機構への報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告	-帳票名 -法定 -概要	
			...	自治体・ベンダーからの受領した帳票一覧・帳票レイアウトより、帳票名・法定帳票か否か・帳票の概要を記載								

帳票要件（標準仕様素案）

No	ツリー構成		標準仕様 (案)	要件の 考え方・根拠	要件種別 (必須/オプション /実装不可)	論点・留意点・ 要確認点など		
	大項目	中項目						
5-1-1	年金機構への報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告	国民年金被保険者関係届書	年金機構へ送付する関係届書	法令上必須	...	必須 後述	...
5-1-2			<ul style="list-style-type: none"> 帳票比較表をもとに集約した仕様を記載 比較対象の帳票にばらつきがある場合は、標準仕様(案)として定めた要件の考え方・根拠も記載 			<ul style="list-style-type: none"> ワーキングチーム・ベンダー分科会等で協議・確認が必要な事項は論点として記載 		

6. 要件種別の判断基準

標準仕様（機能・帳票要件）では、デジタル庁が示す標準化方針に従って、以下の判断フロー・判断基準をもとに機能・帳票要件の各項目について、「必須機能」・「オプション機能」・「実装不可機能」の要件種別を設定します。



- 標準化の範囲内で、上記のように定義しない機能（＝標準仕様書に明記されていない機能）は、実装しない機能（実装不可機能）とする
- 標準化の範囲外とした機能は、地方自治体からの要求、ベンダーの実装は、いずれも任意とする
- 画面要件や専ら操作性に関する便利機能は原則、標準化の範囲外とする

6. 要件種別の判断基準（一次判断方法）

標準仕様（機能要件・帳票要件）の素案作成においては、自治体・ベンダー調査結果等をもとに、要件種別の一次切り分けを行い、ワーキングチーム・ベンダー分科会等を通じた協議・確認を踏まえて再判断を行い、研究会で合意いただく想定です。

*標準仕様の素案作成を進めるなかで、変更の可能性があります
**ヒアリング調査対象ベンダー1社が、複数PKG情報提供のため

要件種別の判断基準（前頁の内容）		一次判断の基準（現時点案）*
実装すべき機能 （必須機能）	1 すべての自治体で必須機能である / 実装が望ましい <ul style="list-style-type: none"> すべての自治体において、法令で定められる業務に必要であると認められる すべての自治体において、住民サービスの向上のために必要であると認められる 自治体の業務効率化のため実装しておくべき 	ア) 6ベンダー・7PKG** にすべてに実装されている ただし キ) に該当しないこと
	2 最適な標準機能として合意できる <ul style="list-style-type: none"> 自治体・PKGによって機能要件に差異があるが、望ましい機能が定義できる 自治体の業務効率化のため実装しておくべき 自治体のデジタル化等の将来動向を見据えて実装しておくべきと判断され、厚生労働省として標準化の指針を提示できる 	以下のいずれかに該当する イ) 6ベンダー・7PKG** のうち、5PKG以上で実装されている ウ) 調査対象の複数の自治体から、業務負荷や改善要望の意見があるなど、住民サービス向上や自治体業務効率化に資する機能と勘案される
実装してもしなくても 良い機能 （オプション機能）	3 自治体によっては必須機能である / 実装が望ましい <ul style="list-style-type: none"> 自治体規模・処理件数の多寡や、組織体制（複数拠点、機能集約等）により、当該機能がなければ業務運用が困難 / 非効率になると認められる 自治体の住民サービス方針により、一部自治体においては必要と認められる 厚生労働省・年金機構側の政策や方針によって、一部自治体においては必要であると認められる 	以下のいずれかに該当する エ) 6ベンダー・7PKG** のうち、1PKG以上で実装されている オ) 調査対象の複数の自治体で実装されていることが確認できる
実装しない機能 （実装不可機能）	4 多くの自治体において必要ではない <ul style="list-style-type: none"> 一部の自治体の業務慣習による機能やシステムの操作性に係る機能で、カスタマイズの温床となると判断される 厚生労働省・年金機構の政策や方針によって、自治体側で実施不要とする業務に伴う機能である 	以下のいずれかに該当する カ) 6ベンダー・7PKG** のいずれも実装されていない キ) 年金機構への令和3年7月に照会した結果、令和4年度以降に自治体で対応不要となる業務に付随する

(参考) デジタル庁が示す標準化の作業方針

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容④

- 標準仕様は、実装必須機能・実装不可機能（※1）を明記することが原則であるが、自治体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがあり、やむを得ない場合には、その違いを吸収するため、標準オプション機能（※2）を示し、カスタマイズを抑制する。

※1：実装不可機能：実装してはならない機能

（例）証明書等の住所欄において、都道府県・市区町村の表示を省略できる機能は実装してはならない。

住民票の写しの住所欄において「東京都千代田区霞が関～」のように都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関～」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もあるが、分かりやすさの観点から表示することで統一。省略できる機能は実装を不可とする。

※2：標準オプション機能：（例）広域交付システムインターフェース仕様書に基づくコンビニ交付に対応していること（オプション）。
※コンビニ交付を行わない地方自治体は不要のため、オプション扱いとする。

	Xベンダ 提供システム	Yベンダ 提供システム	Zベンダ 提供システム
実装必須機能	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)
実装不可機能	- (実装不可)	- (実装不可)	- (実装不可)
標準オプション機能A	●	●	
標準オプション機能B	●		
自治体による 選択	A市	B市	C市

原則

標準仕様の範囲

例外

必要最小限度にとどめる

出典：「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化のために検討すべき点について（令和3年1月改定）」